

規制改革実施計画 主な実施事項

「規制改革実施計画」とは、規制改革推進会議（内閣総理大臣の諮問機関）がとりまとめた「規制改革推進に関する答申」（令和2年7月2日）において示された実施事項について、政府として計画的かつ着実に実行するために、担当府省や実施時期を定めた計画として整理したもの。

成長戦略実現に向けた技術革新に対応した規制の見直し

○デジタル時代の規制・制度のあり方

- 規制所管府省は、規制改革推進会議が重点的見直し事項とした規制・制度について、①特定技術の義務付けの見直し、②対面・書面規制の見直し、③業規制の見直し、④柔軟な規制体系への見直し等の基準に沿って、デジタル時代に向けた規制・制度の点検を行う。

【令和2年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

- 規制を新設・変更する際に、デジタル化の視点を踏まえた制度設計になっているか事前評価を行う標準的な手続きを整備する。

【令和2年度検討・結論】

○デジタル技術の進展を踏まえた規制の総点検

- ドローン、センサーなどの新技術やデータを活用したインフラメンテナンスを推進するため、道路・港湾等4省庁22事業分野につき、点検要領の見直し等を検討し、検討結果及び取組スケジュールを公表する。

【令和2年度検討・結論】

未来を支える人材の育成

○イノベーション人材育成の環境整備

- 文部科学省が、子供たちの理解度や興味に応じた学年を超えた学びを実施できることをガイドライン等にまとめ、周知。

【令和2年度措置】

人口減少社会の進展による人手不足経済への対応

○医療・介護関係職のタスクシフト

- 有料老人ホームにおいて看護職員が一定の医療行為を実施できる旨を周知する。介護現場で介護職員が実施できる行為を整理し、周知。

【令和2年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

○一般用医薬品（スイッチOTC等）選択肢の拡大

- スイッチOTC化推進のため、厚生労働省に部局横断的な体制を構築するとともに、スイッチOTCの開発目標を設定し、進捗管理を行う。

【令和2年度措置】

デジタルガバメントと行政サービスの効率化

○行政手続コスト20%削減と引き続き実施すべき取組

- 「2020年3月までに行政手続コスト20%削減」目標は達成（▲25.5%）
- 現在も継続中の以下の取組について、可及的速やかに実施。
 - 商業登記等【令和3年度中】及び入札契約【令和2年中】について行政手続コスト20%削減。
 - 就労証明書の押印を不要化し、デジタルで完結させる。

【令和2年に工程表、令和3年度に措置】

○オンライン利用率の大胆な引き上げと環境整備

- 引き続き行政手続コスト削減の取組を進めるため、オンライン利用率を大胆に引き上げる目標を設定し、PDCAサイクルを確立した取組を行うとともに、抜本的な業務の見直しや、オンライン化を進める際の共通となる基盤の整備などのデジタル化を進めるための環境整備を行う。
 - 地方公共団体と事業者等との手続きに関し、オンライン化に必要なプラットフォームを国が統一的に整備することを検討。

【令和2年度目標・計画の策定。可及的速やかに必要な措置】

【令和2年度検討開始。結論を得られたものから速やかに措置】

○データ駆動型社会に向けた情報の整備・連携・オープン化

- Maas関連データの連携に関するガイドラインの実効性を担保するため、データフォーマットやAPIの標準化のための検討の場を設ける。

【令和2年度措置】

○電波・通信制度改革

- 全国あまねく合理的方法でのブロードバンドアクセスが確保されるよう、ブロードバンドのユニバーサルサービス化に向けた検討を加速し結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。

【令和3年度措置】

○放送を巡る規制改革

- 放送ユニバーサルサービスの提供義務について、放送ネットワークをブロードバンドにより代替する場合のコストベネフィットの比較考量を行うことを含め、検討。
- 放送コンテンツをインターネットで円滑に流通させるため、1. 放送のインターネット同時配信等、2. 拡大集中許諾制度等、3. 権利者不明及び協議が整わない場合の裁判制度について、要望を取りまとめうえで検討、結論を得る。

【1, 3は令和3年通常国会での法案成立、2は令和3年内に要否を明らかにする】

○老朽化した区分所有建物等の再生の円滑化

- 5分の4以上の要件の緩和などの方策も含めて、建替え決議の在り方について、幅広い関係者を含めた場で検討。

【令和2年度検討開始、できるだけ速やかに結論を得次第、措置】

○ライフステージに応じた多様な働き方や様々な働き手の就業支援

- フリーランス等の雇用類似の働き方の者を対象に、ワンストップの相談窓口を整備するとともに、労働者性の判断基準を周知。

【令和2年度措置】

○若者の農林水産業への参入促進に向けた制度の見直し

- 新規就農者のうち農地の確保を支援することが適当な者に対し、優先的に農地を斡旋するなどの措置を講じ、成果を検証することにより、新規就農者を増加させる。

【令和2年度措置】

○スマート農林水産業

- 安全性ガイドラインを改訂し、自動走行トラクターの遠隔監視による圃場内自動走行や圃場間移動を可能とする。

【令和2年度措置】

書面規制、押印、対面規制の見直し

○行政手続に関するもの

- 各府省は、書面・押印・対面を求める行政手続について、新型コロナウイルスへの緊急対応として、必要な措置を講じ、周知。
- 恒久的な制度的対応として、書面・押印・対面が求められている全ての行政手続について、各府省が、年内に、順次必要な検討を行い、法令、告示、通達の改正等を行う。

【可及的速やかに緊急対応措置。制度的対応については令和2年内に措置】

○民間の商慣行等による手続に関するもの

- 押印の廃止を推進するため、内閣府、法務省及び経産省がQ&Aを発出し、押印の効果が限定的であることを示す。
- 電子署名を利用しやすくするため、クラウドを利用した電子認証サービスのうち一定のものについては、電子署名に該当することをQ&A等で明らかにし、周知。
- 金融機関における口座開設、融資の申し込み等の手続について、金融庁は業界と連携して検討を行う場を設け、書面・押印・対面の不要化や電子化を促進。

【令和2年度上期措置】